

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	令和6年第5号
受付日	令和6年7月22日
送付日	令和6年7月22日
答弁受理日	令和6年8月14日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	森川慎
所管部局	総務部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

四日市市行政内部におけるハラスメントおよびその対応の現況について、下記の通り質問する。

1. 行政内部でハラスメント事案が発生した場合、どのような条例、規則等が根拠とされ、対処が行われるのか。その内容も含め、具体的な説明を求める。
2. 行政内でのハラスメントを防止するための仕組みについては、どのように構築されているのか。
3. 職員からハラスメント行為の訴えがあった場合、どのような過程を経てハラスメントの認定がなされるか。またその認定可否を決する者については、どのような構成となっているか。

4. 被害者からのハラスメントの訴え(相談)、その認定にかかる行政判断の過程、最終的な決定等は文書として記録され、保管されているのか。のちに第三者が客観的にハラスメント行為の有無を判断でき得る記録資料として残されているか。

5. 過去 10 年間で、行政内部でハラスメントと認定された事案は何件になるのか。同じくハラスメント行為が原因で処分された加害者職員は何名になるか。